

## 佐賀県の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 833,272	千円 433,789,513	千円 4,745,801	千円 124,269,636	% 28.6	% 29.2

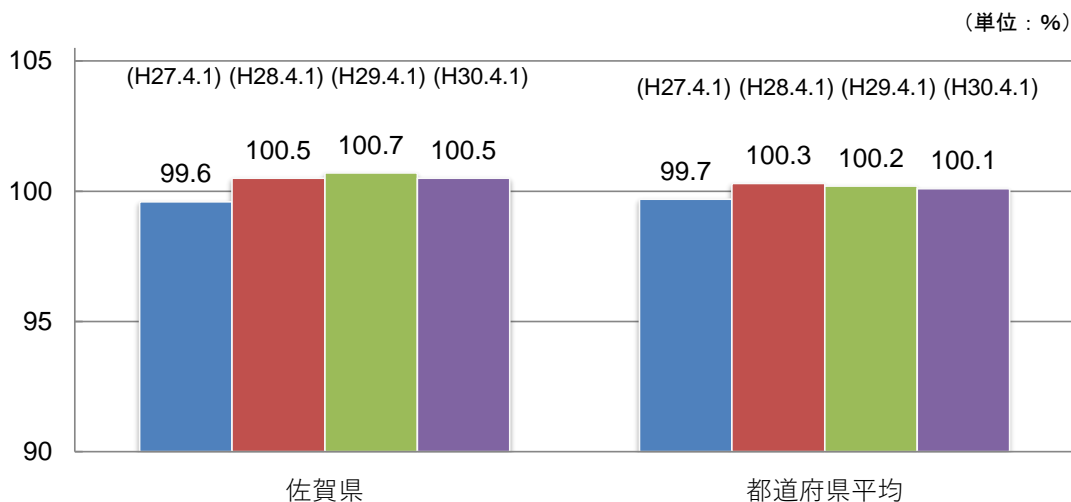
(注) 人件費には、特別職の職員(知事、県議会議員等)に支給される給料、報酬等を含みます。

#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				(参考)	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	一人当たり給与費 (B)/(A)	都道府県平均一人当たり給与費
29年度	人 13,036	千円 60,122,170	千円 9,252,648	千円 22,644,733	千円 92,019,552	千円 7,059	千円 7,174

(注) 1 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。  
 2 職員数には、東部工業用水道局の職員及び特別職の職員は含みません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本県の給与水準は、人事委員会勧告を尊重して決定しており、地域の民間給与水準等を適切に反映させた改定を実施した結果、ラスパイレス指数が100を超えている。  
 今後も人事委員会勧告を基本とし、引き続き適正な給与管理に努めていく。

#### (4) 給与改定の状況

##### ① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A)-(B)	勧告 (改定率)		
30年度	359,655 円	359,239 円	416円 (0.12%)	0.12%	0.12%	0.16%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

##### ② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間支給月額
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A)-(B)	勧告 (改定月数)		
30年度	月 4.45	月 4.40	月 0.05	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

## (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

## ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

給料表の構造は、50歳台後半層の職員が多く在職する高位号俸を大きく引き下げた国の行政職俸給表(一)の構造に準じて見直しを実施した。

給料表の水準は、佐賀県の民間給与の水準と均衡している26年度改定後の給料表の水準と同水準となるようにした。

## ② 地域手当の見直し

(支給割合)

医療職給料表(一)の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)に対する地域手当の特例の支給割合は国基準16%に対し、佐賀県においても16%を支給。

(実施時期)

県の医師の給与水準と民間の給与水準を考慮し、段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は15%、給与改定後は平成27年4月に遡及し15.5%、平成28年4月1日から16%を支給。

## ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施した。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

## ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐賀県	42.4 歳	326,844 円	394,586 円	352,859 円
国	43.5 歳	329,845 円	-	410,940 円
都道府県平均	43.1 歳	327,050 円	413,909 円	369,953 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## ② 技能労務職

区 分	公務員					県内民間			参考 (A)/(B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
佐賀県	54.3 歳	103 人	324,521 円	366,031 円	338,344 円	-	-	-	-
うち調理員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	調理士	- 歳	- 円	-
うち用務員	54.6 歳	28 人	311,500 円	345,507 円	321,800 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.67
うち 運転技術員	49.5 歳	11 人	323,800 円	410,345 円	348,509 円	自家用乗用 自動車運転者	62.0 歳	160,200 円	2.56
うち守衛	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	守衛	- 歳	- 円	-
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	-	328,637 円	-			
都道府県平均	52.9 歳	210 人	324,106 円	379,720 円	357,326 円				

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C)/(D)
佐賀県	-	-	-
うち調理員	- 円	- 円	-
うち用務員	5,619,484 円	2,808,700 円	2.0
うち 運転技術員	6,472,340 円	2,070,800 円	3.1
うち守衛	- 円	- 円	-

- (注) 1 技能労務職の職種と県内民間の職種の比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではなく、単純な比較はできません。
- 2 県内民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている都道府県別の直近3ヶ年（平成26年～30年）のデータを平均（各年度の労働者数で加重平均）したものです。  
当該データは、企業規模10人以上の常用労働者（※1）のうち一般労働者（※2）について集計されているものであり、正社員・正職員以外の労働者を含んでいます。
- 3 県内民間データの「用務員」は、賃金構造基本統計調査で都道府県別のデータが未公表であるため、全国のデータを使用しています。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 5 技能労務職員の「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
※1 「常用労働者」とは、次の①から③までのいずれかに該当する労働者です。  
①期間を定めずに雇われている労働者  
②1ヵ月を超える期間を定めて雇われている労働者  
③日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者  
※2 「一般労働者」とは、短時間労働者（1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者）以外の労働者です。
- 6 職員数が3名以下の職種については、記載していません。

## ③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐賀県	45.5 歳	381,680 円	428,909 円
都道府県平均	44.8 歳	375,279 円	440,397 円

## ④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐賀県	44.9 歳	372,910 円	410,738 円
都道府県平均	43.0 歳	361,178 円	419,034 円

## ⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐賀県	38.0 歳	314,210 円	420,536 円	336,875 円
国	41.3 歳	317,397 円	-	374,941 円
都道府県平均	38.4 歳	320,732 円	456,228 円	368,727 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	佐 賀 県	国	
一般行政職	大学卒	179,800 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	-
	中学卒	136,300 円	-
高等学校教育職	大学卒	201,400 円	-
	短大卒	174,200 円	-
小・中学校教育職	大学卒	201,400 円	-
	短大卒	176,800 円	-
警 察 職	大学卒	196,100 円	208,000 円
	高校卒	166,100 円	169,500 円

(注) 本県の警察職の大学卒初任給は、採用された者が大学卒(新卒)である場合の初任給を示しています。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	273,570 円	366,751 円	384,164 円	401,008 円
	高 校 卒	220,778 円	311,789 円	360,104 円	373,174 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	314,000 円
高等学校教育職	大 学 卒	304,682 円	401,187 円	430,275 円	437,844 円
	高 校 卒	- 円	- 円	330,318 円	- 円
小・中学校教育職	大 学 卒	306,654 円	399,363 円	419,024 円	429,566 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
警察職	大 学 卒	275,412 円	388,982 円	403,725 円	429,286 円
	高 校 卒	251,713 円	352,730 円	396,260 円	416,182 円

(注) 該当階層の職員数が3人以下の場合は、近似の階層の平均額を記載しています。

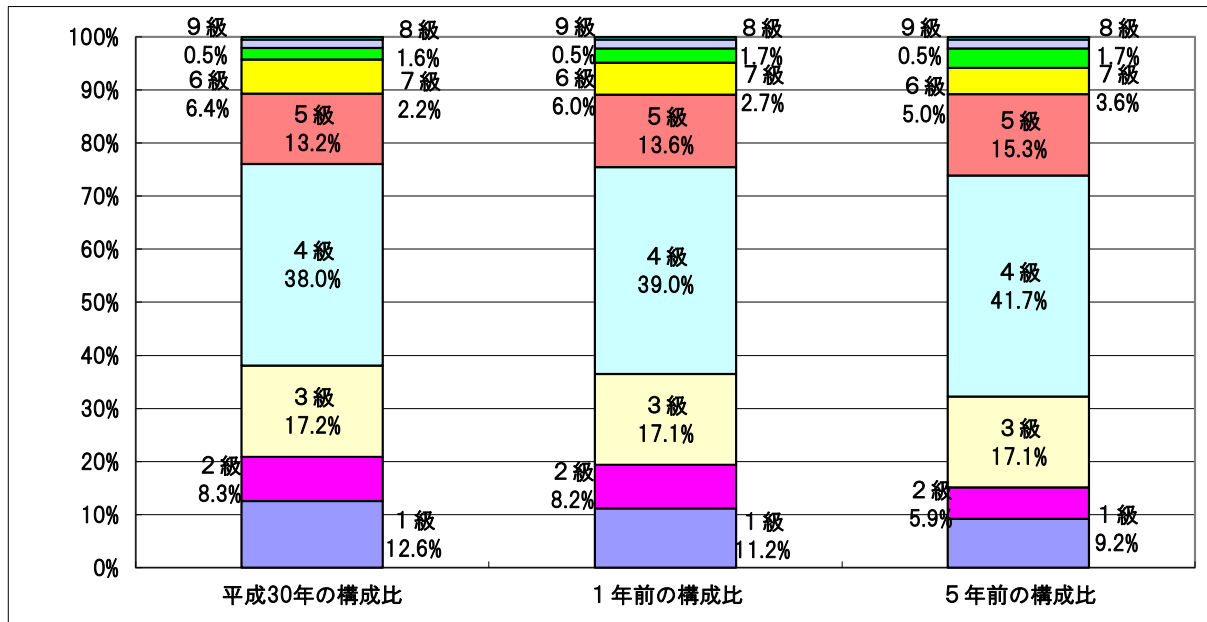
近似の階層にも4人以上の該当がない場合は、記載していません。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

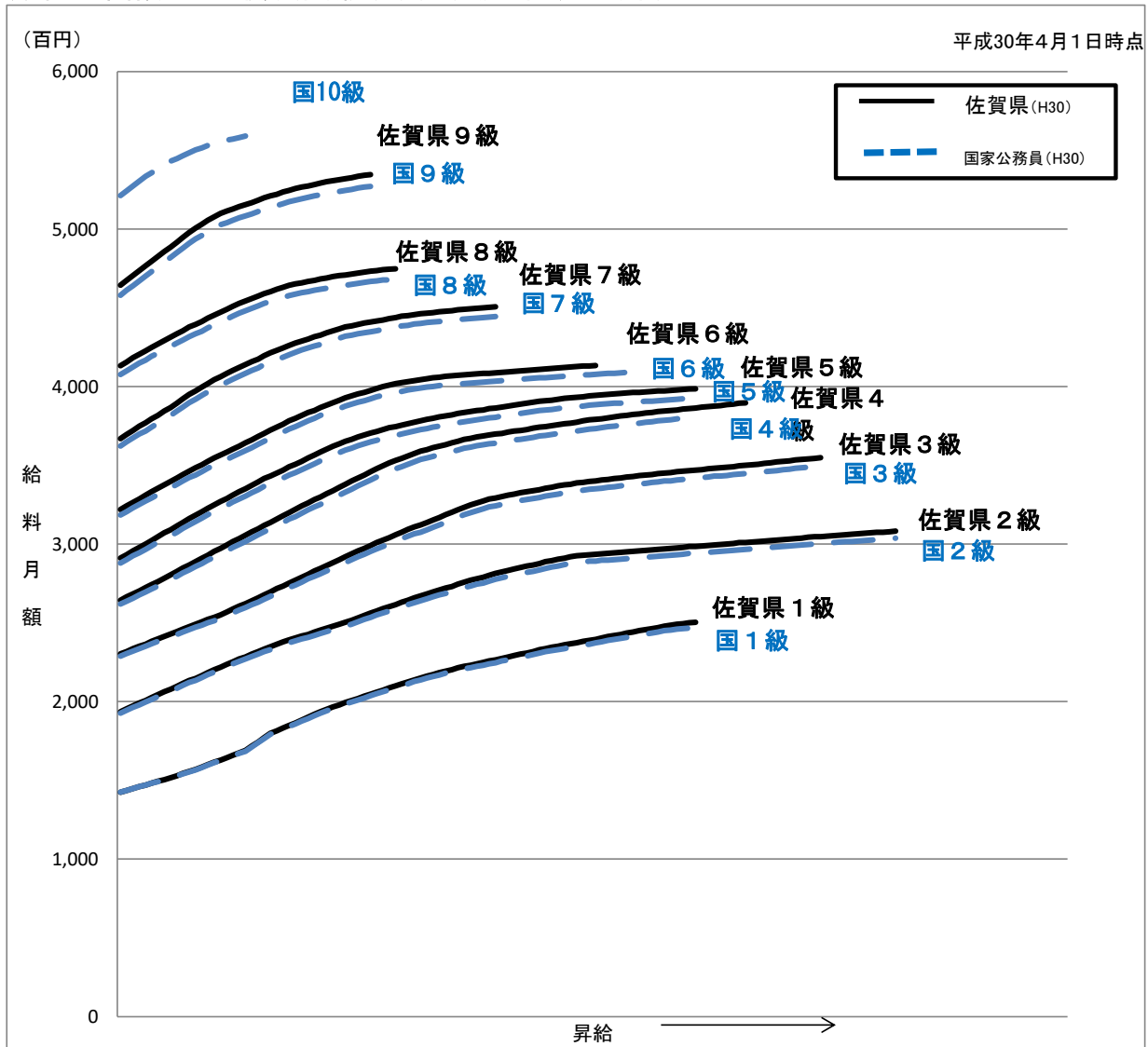
#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	本庁の部長の職務	16人	0.5%	464,400円	534,600円
8級	本庁の副部長の職務	53人	1.6%	413,300円	474,800円
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長の職務	70人	2.2%	367,000円	450,700円
6級	本庁の課長の職務	207人	6.4%	322,000円	413,400円
5級	本庁の困難な業務を処理する副課長の職務	422人	13.2%	291,200円	398,600円
4級	1 本庁の副課長の職務 2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務	1,218人	38.0%	264,400円	389,700円
3級	本庁の係長の職務	550人	17.2%	230,400円	354,900円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師の職務	265人	8.3%	193,600円	308,300円
1級	定型的な業務を行う主事・技師の職務	404人	12.6%	142,500円	250,400円

- (注) 1 佐賀県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○		
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期			令和元年度中	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

佐 賀 県			国		
1人当たり平均支給額 (29年度)			(非公表)		
1,671 千円					
(29年度支給割合)			(29年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.80 月分		2.60 月分	1.80 月分	
(1.45) 月分	(0.85) 月分		(1.45) 月分	(0.85) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10%			・管理職加算 10～25%		

(注) ( )内は再任用職員に係る支給割合です。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

佐賀県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	定年・応募認定
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	-	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置	-	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)
1人当たり平均支給額	309 千円	22,656 千円	1人当たり平均支給額	(非公表)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

## (3) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (29年度普通会計決算)		34,750 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度普通会計決算)		723,958 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	28 人	18 %	20 %
大阪市	4 人	15 %	16 %
福岡市	2 人	10 %	10 %
福岡県太宰府市	人	3 %	6 %
長崎市	0 人	3 %	3 %
医師・歯科医師	12 人	16 %	16 %
県内全市町	12,988 人	0 %	0 %
宮城県仙台市	1 人	4.5 %	6 %
福岡県朝倉市	1 人	4.63 %	0 %
平均支給率		0.06 %	0.07 %

(注) 1 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

2 宮城県仙台市及び福岡県朝倉市にかかる地域手当は、被災地への派遣職員に対し、派遣先の規程に基づき支給されているものです。

## (4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (29年度普通会計決算)	711,495 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度普通会計決算)	157,236 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	34.7 %
手当の種類 (手当数)	32 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	12,567 千円	勤務公署外 日額 700円 勤務公署内 日額 600円
教務手当	消防学校、農業大学校等に勤務する職員	訓練指導、科目の講義、実習指導等	17,161 千円	消防学校 日額 720円 農業大学校等 日額 1,200円
社会福祉業務手当	中央児童相談所、知的障害者更生相談所等に勤務する児童福祉司、知的障害者福祉司等	福祉に関する業務	1,702 千円	日額 600円
防疫等作業手当	従事職員	①家畜伝染病のまん延防止作業 ②伝染病患者等の救護作業等	7 千円	①日額 380円 (牛のと殺作業に従事した場合380円加算) ②日額 290円
精神保健福祉業務手当	精神保健指定医である職員等	精神障害者の訪問指導、移送等	215 千円	日額 290円
結核患者家庭訪問手当	保健福祉事務所等に勤務する保健師等	結核患者の家庭の訪問、指導	130 千円	日額 230円
放射線取扱手当	保健福祉事務所に勤務する診療放射線技師等	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業等	10 千円	日額 500円以内
衛生業務手当	従事職員	衛生に関する監視、検査の業務	395 千円	日額 230円
狂犬病予防作業手当	従事職員	予防注射、犬の引き取り、検診、病性鑑定のための措置、捕獲または薬	90 千円	日額 360円
麻薬等監視手当	薬務課に勤務する薬剤師 (麻薬取締員を除く)	麻薬等監視業務	1 千円	日額 280円
爆発物取扱手当	従事職員	火薬類又は高压ガスの製造施設の災害調査作業	— 千円	日額 750円
潜水手当	水産振興センターに勤務する職員	潜水作業	12 千円	1時間 1,500円以内
漁業取締調査手当	従事職員	海上における被疑者の追跡、立入検査、検挙等	464 千円	日額 370円以内
有害物取扱手当	従事職員	病虫害防除、指導作業等	201 千円	日額 290円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄の牛、馬、豚の自然交配、精液の採取作業等	323 千円	日額 230円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	従事職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う、公害調査、ダム、橋りょう、高層建築物等の建設作業等	1 千円	日額 320円以内
特殊現場作業手当	従事職員	坑内等の危険な作業現場での作業	175 千円	日額 450円以内
用地交渉従事手当	土地対策課、農林事務所、土木事務所等に勤務する職員	公共事業に伴う土地、建物の取得等に係る補償に関し、所有者等と直接交渉する業務	1,809 千円	日額 660円 (午前8時30分前、午後6時以後990円)
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生した現場等における県土づくり本部に所属する職員、警察職員	災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用、保守、鑑識作業等	千円	日額 840円以内 (業務の区域等により100/100を限度に加算)
夜間空港管理手当	佐賀空港事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる空港管	760 千円	1回 1,100円以内
外国勤務手当	外国を勤務地とする職員	外国を勤務地とする勤務	6,706 千円	勤務1月につき、国の在勤基本手当の80/100相当、住居手当の80/100相当、配偶者手当の80/100相当及び子女教育手当の100/100相当の合計額
警務作業手当	従事警察職員	犯罪鑑識作業	2,926 千円	日額 560円以内
		看守勤務作業	3,762 千円	日額 200円以内
		私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業	38,620 千円	日額 560円
		交通捜査作業	11,049 千円	日額 1,260円以内
		特殊自動車運転作業	14,724 千円	日額 560円以内
		警ら作業	24,065 千円	日額 340円
		警備艇運転作業	143 千円	日額 260円
		身辺警護等作業	97 千円	日額 1,150円以内
		銃器犯罪捜査作業	— 千円	日額 1,640円以内
		死体取扱作業	20,312 千円	1体 3,200円以内
		夜間通信指令作業	40,538 千円	1回 730円
		夜間緊急処理作業	2,062 千円	1回 1,240円
		(1)爆発物処理作業 (2)特殊危険物質等に対して直接行う検知等の作業	— 千円	(1)1件 4,600円 (2)日額 2,600円以内 (著しく危険な作業2,000円加算)
潜水作業	— 千円	1時間 1,500円以内		
航空機搭乗作業	3,912 千円	1時間 5,700円以内		
兼務職員の特殊勤務手当	従事県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員	昼間部授業を本務として担当する者の行う夜間部授業、または夜間部授業を本務として担当する者の行う昼間部授業	581 千円	授業1時間当たり 1,310円
夜間実習勤務手当	従事県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員	生徒の実習又はこれに付随する業務に夜間に従事したとき	16 千円	1回 4,100円以内

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
有害農薬取扱手当	従事県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員	農薬を使用する農作物、森林苗木等の病虫害防除作業、指導作業	- 千円	日額 290円
多学年学級担当手当	従事副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、講師	授業、指導 (1)3の学年の児童、生徒で編成されている学級 (2)2の学年の児童、生徒で編成されている学級	975 千円	(1)日額 350円 (2)日額 290円
教員特殊業務手当	従事教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	98 千円	日額 8,000円以内
		修学旅行等の引率指導業務	31,485 千円	日額 4,250円
		宿泊を伴うもの又は週休日等に行う対外運動競技等の引率指導業務	29,738 千円	日額 4,250円
		学校の管理下において行う週休日等に行う部活動の指導業務	403,733 千円	日額 3,000円以内
		週休日等に行う入試業務	- 千円	日額 900円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教諭で規則で定める主任等の教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導等の担当業務	39,626 千円	日額 200円
教務実習手当	農業技術員	農業に関する実習指導業務	205 千円	日額 360円
港湾巡視手当	港湾巡視員	港湾管理の巡視業務	- 千円	日額 190円
牛鶏糞乾燥処理作業手当	農業技術員	鶏ふん乾燥機による乾燥した鶏ふんの処理作業等	7 千円	日額 250円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所の衛生課及び検査課に勤務する技術員及び業務技術員	家畜の伝染病防疫等	70 千円	日額 300円

(注) 1 端数処理のため数値が合わないことがある。

2 計数処理の都合上、追給・返納があった場合は実績年度に反映しているため、実際の決算額との相違がある。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (29年度普通会計決算)	2,252,065 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度普通会計決算)	173 千円
支給実績 (28年度普通会計決算)	2,566,716 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度普通会計決算)	197 千円

## (6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度普通会計決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定する職にある者に対して支給 例) 部長 130,300円 副部長 94,000円 課長 70,800円	同	—	834,219 千円	704,576 円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員等、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とする職員等に一定期間支給 最高支給月額 414,300円	同	—	36,053 千円	721,054 円
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 上記以外 6,500円 満16歳になる年度初めから満22歳になる年度末までの子がいる場合 1人につき 5,000円加算	同	—	1,552,946 千円	245,176 円
住居手当	借家・借間 最高限度額 27,000円	同	—	885,690 千円	276,519 円
通勤手当	・交通機関利用者 支給限度額 55,000円 ・交通用具使用者 支給限度額 自動車・バイク 38,400円 自転車 24,400円 ・特別急行列車等利用者 加算限度額 20,000円	一部異なる	本県の交通事情を考慮して自動車・バイクにおける支給単価を設定	1,394,573 千円	105,354 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等にに伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 定額 30,000円 加算限度額 70,000円	同	—	67,214 千円	420,088 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて支給 準ずる手当 5% 2級地 8%	同	—	955 千円	238,722 円
農林漁業普及指導手当	改良普及員等が普及指導等に従事した場合に給料月額に一定割合を乗じて支給 専門技術員 6%(3%) 普及員 8%(4%) ※( )内は、管理職員にかかる率			34,643 千円	296,086 円
休日勤務手当	祝日法における休日等において正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同	—	358,260 千円	148,409 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同	—	116,184 千円	96,820 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 特殊な業務等の宿直 支給限度額 7,200円	同	—	23,971 千円	17,175 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度普通会計決算)
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急の必要性等により週休日等に勤務した場合に支給 例) 部長 12,000円 副部長 10,000円 課長 8,000円	同	—	3,848 千円	13,597 円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給 滞在した期間及び利用施設の区分に応じた額(日額3,970円～6,620円)			- 千円	- 円
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給 滞在した期間及び利用施設の区分に応じた額(日額3,970円～6,620円)			- 千円	- 円
産業教育手当	高等学校の農業・工業に関する課程で実習を伴う科目を主として担当する教員(副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、常勤講師)に支給 「給料月額+教職調整額」×5%(定時制通信教育手当受給者は3%)			62,529 千円	192,988 円
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する学校に勤務する職員に「給料月額+調整額+教職調整額+扶養手当」の合計額に一定割合を乗じて支給 準ずる手当 4% 準ずる学校 4% 1級地 8% 2級地 12% 3級地 16% 4級地 20%			71,930 千円	342,522 円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の校長、副校長、教頭、本務職員(主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤講師、実習助手)に支給 「給料月額+教職調整額」×5%(管理職手当受給者は4%)			29,828 千円	211,545 円
義務教育等教員特別手当	8,000円を超えない範囲で職務の級号給に応じて規則で定める額を教育職員に対し支給			539,444 千円	62,938 円

### 5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給料	知 事	1,190,000 円		
	副 知 事	940,000 円		
報酬	議 長	940,000 円		
	副 議 長	820,000 円		
	議 員	760,000 円		
期末手当	知 事	(29年度支給割合)		
	副 知 事	3.25 月分		
	議 長	(29年度支給割合)		
	副 議 長	3.25 月分		
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	119万円×在職月数×0.55	3,142万円	任期毎又は通算
	備 考	94万円×在職月数×0.38	1,715万円	任期毎又は通算

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

## (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

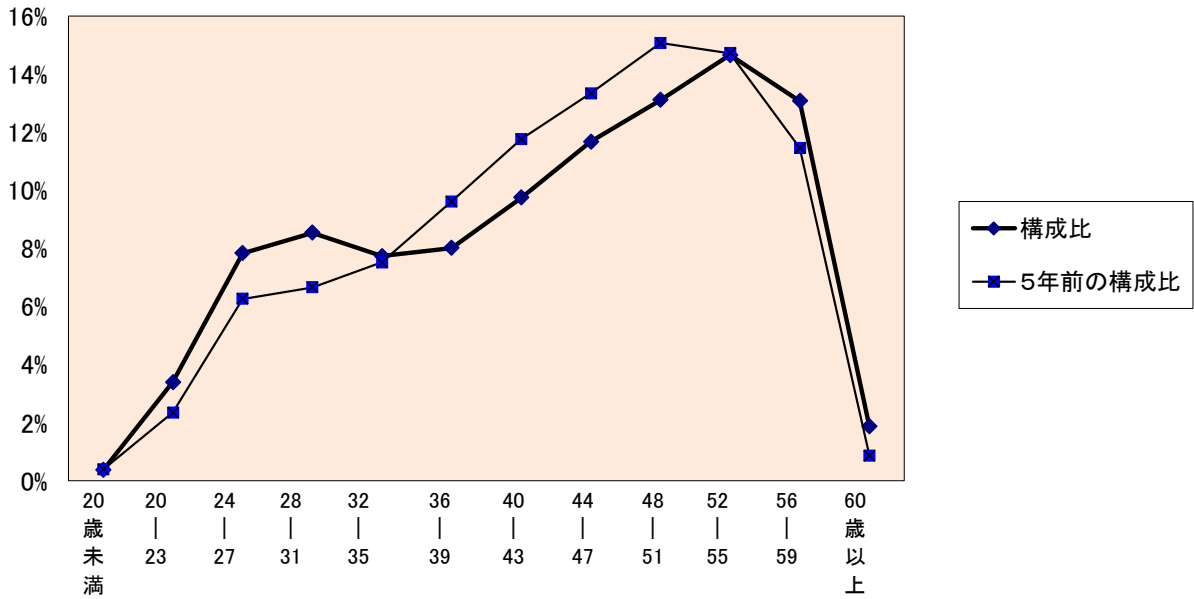
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計	一 般 行 政 部 門	議 会	28	27	▲ 1	その他の減(▲1)
		総 務	572	594	22	業務増(32)、その他の増(23)、事務の統廃合縮小(▲7)、その他の減(▲26)
		税 務	109	108	▲ 1	事務の統廃合縮小(▲1)
		労 働	46	46	0	その他の増(1)、事務の統廃合縮小(▲1)
		農 水	788	791	3	業務増(7)、その他の増(13)、事務の統廃合縮小(▲5)、その他の減(▲12)
		商 工	171	174	3	業務増(6)、その他の増(5)、事務の統廃合縮小(▲7)、その他の減(▲1)
		土 木	577	583	6	業務増(2)、その他の増(18)、事務の統廃合縮小(▲5)、その他の減(▲9)
		民 生	293	279	▲ 14	業務増(11)、その他の増(5)、事務の統廃合縮小(▲25)、その他の減(▲5)
		衛 生	381	382	1	業務増(4)、その他の増(12)、事務の統廃合縮小(▲1)、その他の減(▲14)
		計		2,965	2,984	19
部	教 育 部 門	義務教育	5,679	5,679	0	業務増(13)、その他の増(24)、事務の統廃合縮小(▲8)、その他の減(▲32)
		高等学校等 教育	2,036	2,020	▲ 16	
		学校教育以外 の教育部門	337	350	13	
		計		8,052	8,049	▲ 3
門	警 察 部 門	警察官	1,726	1,718	▲ 8	その他の減(▲9)
		その他	293	292	▲ 1	
		計		2,019	2,010	▲ 9
	小 計		13,036	13,043	7	(参考：人口10万人当たり職員数 1,565 人)
会 企 計 業	その他		6	24	18	その他の増(18)
	小 計		6	24	18	
合 計			13,042 [ 14,408 ]	13,067 [ 14,408 ]	25	(参考：人口10万人当たり職員数 1,568 人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	64人	464人	1,081人	1,139人	1,064人	1,037人	1,223人	1,478人	1,601人	1,892人	1,758人	266人	13,067人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,993	2,992	3,017	2,970	2,965	2,984	▲ 9 (▲0.3%)
教育	8,155	8,141	8,124	8,082	8,052	8,049	▲ 106 (▲1.3%)
警察	1,956	1,959	1,982	1,987	2,019	2,010	54 (2.8%)
普通会計	13,104	13,092	13,123	13,039	13,036	13,043	▲ 61 (▲0.5%)
公営企業等会計	45	36	25	6	6	24	▲ 21 (▲46.7%)
総合計	13,149	13,128	13,148	13,045	13,042	13,067	▲ 82 (▲0.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数 (東部工業用水道局の職員を含む)。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 工業用水道事業

#### ①職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 (A)	純利益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B)/(A)
	千円	千円	千円	%
29年度	379,390	9,787	56,187	14.8

(参考)

28年度の総費用に占める職員給与費比率	%
	13.9

(参考)

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費(B)/(A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	7	26,666	4,752	10,773	42,191	6,027

都道府県平均 一人当たり給与費	千円
	6,400

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

#### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐賀県（公営企業職員）	46.5 歳	317,452 円	502,274 円
団 体 平 均	43.9 歳	349,728 円	533,622 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

佐賀県（公営企業職員）		佐賀県（一般職）	
1人当たり平均支給額（29年度）	1,504 千円	1人当たり平均支給額（29年度）	1,671 千円
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分	勤勉手当 1.70 月分	期末手当 2.60 月分	勤勉手当 1.70 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 10%		・管理職加算 10%	

##### イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

佐賀県（公営企業職員）			佐賀県（一般職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	-	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置	-	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額（退職者無）	-	-	1人当たり平均支給額	309 千円	22,656 千円

## ウ 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給総額 (29年度決算)	1 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29年度決算)	98 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	44 %
手当の種類 (手当数)	4 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
高圧電気管理手当	従事職員	高圧遮断器の投入、限流ヒューズの取り外し、高圧パスの投入等	1 千円	日額 220円
高所作業手当	従事職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所での建設工事又は改修工事作業等	- 千円	日額 320円以内
特殊現場作業手当	従事職員	交通量の多い道路で交通を遮断することなく行う作業	- 千円	日額 300円
用地交渉従事手当	従事職員	公共事業に伴う土地、建物の取得等に係る補償に関し、所有者等と直接交渉する業務	- 千円	日額 660円 (午前8時30分前、午後6時以後990円)

(注) 高所作業手当、特殊現場作業手当及び用地交渉従事手当の支給実績については、支給対象者がいないため、記載していません。

## エ 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	2,159 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (29年度決算)	270 千円
支給実績 (28年度決算)	2,189 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (28年度決算)	365 千円

## オ その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規程で指定する職にある者に対して支給 事務所長 94,000円	同	-	- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急の必要性等により週休日等に勤務した場合に支給 例) 事務所長 10,000円	同	-	- 千円	- 円
扶養手当	配偶者 6,500円 (配偶者がいない場合の 1 人目) 10,000円 上記以外 10,000円 満16歳になる年度初めから満22歳になる年度末までの子がいる場合 1人につき 5,000円加算	同	-	1,360 千円	151,111 円
住居手当	借家・借間 最高限度額 27,000円	同	-	896 千円	99,500 円
通勤手当	交通機関利用者 支給限度額 55,000円 交通用具利用者 支給限度額 自動車・バイク 38,400円 自転車 24,400円 特別急行列車等利用者 加算限度額 20,000円	同	-	704 千円	78,156 円

(注) 管理職手当、管理職特別勤務手当及び住居手当の支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額については、支給対象職員が1名のため、記載していません。